

デザイナー・クリエイター等定着支援事業 Q&A

■ 契約に関すること

質 問	回 答
申請前の契約は、補助対象となるか。	前年度 10 月1日以降、契約した物件が補助対象になります。
契約日と入居日が異なる場合の補助対象期間はどうか。	対象期間は契約日で判定するため、9月に契約して、10月に入居した場合は、9月分からが補助期間の対象となります。ただし、本年度の対象期間は、最大8月から翌年の3月までとなっています。そのため、本年度の8月以前に賃貸契約を結んだ場合は、補助対象期間の始期は8月となります。
住居兼事業所、住居兼店舗物件も補助対象となるか。	補助対象になります。ただし、事業用として賃貸借契約を結んでいる必要があります。その場合、事業として使用している割合で案分した金額が対象です。ただし、住居部分と事業所(又は店舗)部分の割合が分かる図面や資料が必要となります。 Ex)家賃8万、部屋の半分を事業として使用している場合 →家賃の半分の4万円が補助対象経費となり、その1/2が補助金額になります。
敷金、礼金などは補助対象となるか。	補助対象になりません。
シェアオフィスは対象となるのか。	原則として対象外です。ただし、事業用として賃貸借契約を結んでいる場合には対象となります。利用料や登録料などは補助の対象になりません。
複数人のデザイナー等で1つの物件をシェアして使用する場合に取扱い	1物件に対して1件の補助となるため、複数人でシェアすることは可能ですが、補助金は、そのうちの代表1社に交付します。
補助期間中に廃業又は区外転出した場合の取扱い	本補助事業は台東区に定着していただくことを目的としているため、廃業又は区外転出した(する)ことが判明した時点で、判明した日が属する年度以降を対象外といたします。

■申請に関すること

質 問	回 答
家賃契約前の場合、所在地欄にはどこの住所を書けば良いか。	現住所を記載してください。 ただし、その後、台東区の住所が決まり次第、別途変更承認申請書を提出してください。
納税証明書とはどのようなものか。 また、取得する方法は。	法人であれば法人税もしくは法人事業税、個人事業主であれば住民税を滞納していないことの証明です。 納税証明は、法人の場合は、税務署で「納税証明書「その1」(法人税)、もしくは都税事務所で「法人事業税の納税証明書」を取得します。 個人事業主の場合は、お住いの市区町村で「住民税の納税証明書」または「非課税証明書」を取得し、提出してください。 なお、申告をしていない場合、納税証明書は発行されません。その場合、申告をした後に納税証明書を取得していただくこととなります。

■事業者の居住地に関すること

質 問	回 答
事務所や店舗を区内に構え、居住地は区外にと考えているが申請できるか。	申請できます。 ただし個人事業主の場合、開業届の事業所所在地を台東区にさせていただくことが条件となります。(申し込み時点で住所が区外であっても申請可能です。ただし、その場合は、審査結果の通知を受け取ってから1週間以内に住所変更のお手続きをお願いいたします。)

■その他の助成制度に関すること

質 問	回 答
店舗改修を行いたい、アトリエ化支援事業との重複申請は可能か。	重複での申請も可能です。